

令和6年度国立大学法人等施設整備の方向性（案）

令和5年5月 日

国立大学法人等施設整備に関する検討会決定

1. 基本的な考え方

国立大学法人等の施設は、創造性豊かな人材養成、独創的・先端的な学術研究の推進等、国立大学等の使命を果たすための基盤であり、その施設の整備充実を図っていくことは、我が国の未来を拓き、我が国を成長・発展へと導くものである。

また、昨今の予測困難な社会情勢にあつては、国立大学等は本来の役割である教育研究機能の強化とともに、それによる地域・社会・世界への貢献や、新たな価値の提供がより一層求められている。そのためには、国立大学等が、知と人材の集積拠点として、様々なステークホルダーとの連携による創造活動を展開する「共創」の拠点となることが期待されている。

今後の国立大学法人等の施設整備に当たっては、令和3～7年度を計画期間とする「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」（令和3年3月31日文部科学大臣決定）に基づき、保有する建物の総面積の抑制を図りつつ既存施設を最大限活用することとし、必要な改修を適切な時期に実施することにより、安全性を確保しつつ100年程度の長寿命化のライフサイクルへの転換を目指す。また、DXの加速化やカーボンニュートラルへの対応等のGXの推進、多様性への配慮、グローバル化をはじめとする社会・国際情勢の変化や、国立大学等に求められる教育研究活動への対応に必要な機能を強化するほか、令和4年6月に決定された「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）^{*}」を踏まえ、国立大学法人等の施設整備に係るPFI事業及び公共施設等運営事業を推進する。こうした取組を通じて、キャンパス全体の「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現を目指す。

令和6年度の国立大学法人等の施設整備については、以下のとおり推進する。

^{*} PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

(2) 重点分野と目標

ii) 各重点分野における取組

⑦大学施設

令和4年3月末時点で、事業を開始している案件が1件ある。令和8年度までに5件の具体化を目標として以下の施策等に取り組む。＜文部科学省＞

・収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の可能性を検討するため、ニーズ調査を実施し積極的な検討の促進を図る。さらに、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などを通じて、国立大学法人等を支援する。（令和4年度開始）＜文部科学省＞

・国立大学法人等に対する施設整備補助の交付に際し、一定規模を超える新築・改築事業については、原則としてPFIの実施を要件化し、当初予算による割賦払いを通じて計画的整備を支援する。（令和4年度開始）＜文部科学省＞

(1) 安全・安心の確保

- 経年 45 年以上の未改修建物を中心に、耐震対策（非構造部材を含む）や防災機能強化に配慮しつつ、効率的な長寿命化ライフサイクルを実現するための老朽改修を推進
- 法定耐用年数の 2 倍を超える基幹設備（ライフライン）を中心に計画的な更新を推進

(2) 機能強化等への対応

- 老朽改修等に併せて実施する、キャンパスのイノベーション・コモンス化に資する整備を推進
 - ・ 学修者を中心にとらえた人材育成、研究の活性化等、多様な学生・研究者や異なる研究分野の「共創」を促進し、教育研究の高度化・多様化・国際化に貢献する施設整備
 - ・ 大学の知を活用して地域や社会の課題を解決するための活動等、地域・産業界との「共創」により、地方創生や地域防災、新事業の創出等に貢献する施設整備

※例えば、DX・GX 等の成長分野の人材育成・研究強化に伴う環境整備（ソフト・ハード一体となった取組への支援）や、世界から優れた学生や教員を呼び込むためのキャンパスの質及び魅力の向上（戦略的リノベーションを軸とした質及び魅力の向上）、産学官連携による更なる取組の推進、建物の整備と一体的に行う多様性に配慮した改修整備等の視点にも留意

- 附属病院施設については、事業の継続性を十分踏まえつつ整備を推進

(3) カーボンニュートラルに向けた取組

- 大学等施設を活用した省エネ等に資する研究成果の実証実験や、建物の新增改築、老朽化した施設の改修により ZEB（建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）の達成を目指す取組等、カーボンニュートラルの実現に向け社会の先導モデルとなる徹底した省エネルギー対策を図った施設整備を推進

なお、推進に当たっては、政府の高等教育政策や科学技術・イノベーション政策に関する動向、「教育未来創造会議 第一次提言」（令和 4 年 5 月）及び「教育未来創造会議 第二次提言」（令和 5 年 4 月）、今後策定される「経済財政運営と改革の基本方針」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 フォローアップ」、「統合イノベーション戦略」をはじめとした政策の動向、また「国土強靱化基本計画」を踏まえた安全性の確保、令和 2 年度に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「イノベーション・コモنز（共創拠点）」の実現に向けて」（令和 4 年 10 月）や「我が国の未来の成長を見据えた「イノベーション・コモنز（共創拠点）」の更なる展開に向けて（まとめの方向性）」（令和 5 年 4 月）、附属学校

については「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和４年３月）等にも留意する*。

あわせて、「PPP/PFI 推進アクションプラン」等を踏まえ、一定規模を超える新築・改築事業については、PFI による整備を原則とするほか、新たな官民連携による整備手法を推進する。

2. 概算要求事業の評価について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、各国立大学法人等から要望された概算要求事業について、以下の考え方にに基づき評価を行う。具体的な評価方法については、別添に示す。

- （１）要求事業ごとに行う整備内容及び施設マネジメントに関する評価（個別評価）並びに、多様な財源による整備状況及び適正な事業執行等に関する法人ごとの評価（全体評価）を行い、両評価の結果を踏まえた総合評価を行う。
- （２）病院事業については、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化等に資するため、（１）を踏まえた上で、各大学附属病院の特徴や地域特性を考慮し、医療等の変化に対応できる病院施設の整備を推進する計画になっているか評価する。併せて、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合においても医療活動を継続するために必要な整備計画となっているか評価する。
- （３）PFI 事業については、（１）に加えて、「国立大学法人等における PFI 事業の考え方」及び「PFI 事業評価基準」に基づき、PFI に係る事項について評価する。

3. 概算要求事業及び予算案事業の選定について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、概算要求段階においては「令和６年度概算要求における事業選定の考え方」、予算編成段階においては「令和６年度予算案における事業選定の考え方」をそれぞれ決定する。両決定及び上記２．に従い検討会が実施する令和６年度概算要求事業の評価結果に基づき、予算の状況等を考慮の上、各段階において事業を選定する。

* 「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」（令和５年３月１７日付け事務連絡）を踏まえ、必要な施設の整備についても検討すること。

令和6年度概算要求事業 評価方法

(別添)

- カテゴリー：(1) 安全・基盤事業、(2) 機能強化事業、(3) 共創環境強化事業
- 個別評価項目：1. 安全安心な教育環境基盤の整備、2. 機能強化等への対応、
3. カーボンニュートラルに向けた取組、4. 施設マネジメント
- 全体評価項目：1. 多様な財源による整備状況、2. 適正な事業執行、
3. 施設に係る法令等の遵守

(1) 安全・基盤事業

(対象事業)

- 建物の改修事業のうち、大幅なレイアウトの変更を伴わないなど、施設・設備の安全確保や性能維持を主たる目的とした事業
- 基幹・環境整備 など

(2) 機能強化事業

(対象事業)

- 新增築、改築事業
- 建物の改修事業のうち、老朽化の解消と併せ、教育研究の高度化、産業界等との共創など大学を主体とした「活動」に伴う建物の機能強化を図るもの
- 病院の再生整備

(3) 共創環境強化事業

(対象事業)

- 地域・産業界との共創拠点を整備する事業

(参考) 長寿命化促進事業

評価は別途実施

I 個別評価

1. 安全安心な教育研究環境基盤の整備

【4点満点】

2. 機能強化等への対応

【4点満点】

3. カーボンニュートラルに向けた取組

【外数1点】

4. 施設マネジメント(事業計画の適正性)

【4点満点】

(Iの満点) (1)、(3) 8点×1.5=12点 (2) 12点

II 全体評価

1. 多様な財源による整備状況

【○、×】

2. 適正な事業執行

【○、×】

3. 施設に係る法令等の遵守

【○、×】

IIの1～3に1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点

総合評価

総合評価	I 個別評価とII 全体評価の合計点 [12点満点]
S評価※	11点以上
A評価	9点以上
B評価	7点以上
C評価	6点以下

※ 合計点がSとなる場合でも、Iの個別評価の評価項目(3は除く)の中にcが含まれるときは、総合評価はAとする。

「Ⅰ 個別評価」の考え方

1. 安全安心な教育環境基盤の整備 [a,b,c (3段階評価)]

a評価
(4点)

b評価
(2点)

c評価
(0点)

[評価の視点] 耐震性能、経年状況、事故歴等による(新增築の評価は4と連動)

2. 機能強化等への対応 [a, b+, b, c (4段階評価)]

①必要性・緊急性 [a,b,c (3段階評価)]

②持続発展性等 [a,b,c (3段階評価)]

全てa

aとb

全てb

左記以外(cを有する)

a評価
(4点)

b+評価
(3点)

b評価
(2点)

c評価
(0点)

[評価の視点] → 後掲

3. カーボンニュートラルの実現に向けた取組 [a,- (2段階評価)]

カーボンニュートラルに先導的に取り組んでいると評価される法人について、『ZEB』(先導的なNearly ZEBを含む)で求められている省エネ・創エネ基準の達成が見込まれる新增築、改築及び改修事業を実施しようとする場合に、評価の外数として1点を加点する。

[評価の視点]

- カーボンニュートラルの実現に向けた全学的方針
- カーボンニュートラルの実現に向けたロードマップ
- キャンパス内における施設のZEB化計画
- カーボンニュートラルの実現に向けた自己財源等の投入計画
- カーボンニュートラルの取組による地域社会への貢献状況・波及効果の検証

留意事項等

- カーボンニュートラルの実現に向けた定量的な目標については、政府目標(地球温暖化対策計画、政府実行計画等)を上回ることを
- 施設のZEB化に当たり、PPAの活用など、コスト削減に積極的に取り組んでいることを
- 積雪寒冷地における太陽光発電の最大効率化など、施設のZEB化に向けた先導的な手法の導入に積極的に取り組んでいることを

○先導モデル法人(過年度に選定された法人を含む)について、今後、カーボンニュートラルの実現に向けた先導的な取組の進捗状況をフォローアップ予定

4. 施設マネジメント [a, b+, b, c (4段階評価)]

事業計画の適正性

① 事業規模等 [a,b,c (3段階評価)]

② 事業費用 [a,b,c (3段階評価)]

③ 多様な財源の確度、事業目的等

[共創環境強化事業のみ]

[条件を満たさない場合は評価対象外]

全てa

aとb

全てb

左記以外(cを有する)

a評価
(4点)

b+評価
(3点)

b評価
(2点)

c評価
(1点)

[評価の視点]

(4 ①事業規模等)

- 機能性・安全性の観点から、改修等の必要性が高い施設/基幹設備を対象としているか。
- (改築の場合、)取壊し予定の建物が、改修では機能性・安全性の確保が困難な事情を有しているか。
- (増築等の場合、)狭隘化の状況のみならず、大学経営的な判断、取組(財源見通し)が反映されているか。

(4 ②事業費用)

- 事業規模当たりの費用が過大でないか。

(4 ③多様な財源の確度、事業目的等)

- 多様な財源で必要な経費を確保できる見通しがあるか、建物の使用目的が国費を投入する事業として適切か。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

基本的な考え方

○「①必要性・緊急性」、「②持続発展性等」のそれぞれについて評価

・高く評価できる取組:「a」 ・評価できる取組:「b」 ・低評価の取組:「c」

○上記の評価を行った結果、全体評価を以下の通りとする。

・①②が「ともにa」の場合は全体評価を「a」

・①②が「aとb」の場合は全体評価を「b+」

・「全てb」の場合は全体評価を「b」

・上記以外は全体評価を「c」

附属病院以外の事業

施設整備
の必要性
・緊急性

※ 機能強化が必要となる施設面の課題、課題を踏まえた施設整備の必要性及び緊急性について、具体的にわかりやすく、明確に記載すること。「活動」の実態が既にある場合、「活動」の主体が決まっている場合等は、それらについても記載すること。（参考資料としてA4のポンチ絵1枚を添付すること。詳細は後述）。

この項目における評価の観点は以下の通りである。

- ・当該建物で実施しようとしている具体的な「活動」がどのようなものであり、その「活動」が既存施設では対応できず、本事業による整備が緊急かつ必要不可欠なものであるか。
- ・本事業が、大学等が目指すキャンパス全体のイノベーション・コモンズ化に施設面から資するものであるか。なお、改修の場合の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「2. 機能強化等への対応に関する評価」においては評価せず、「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価する。

※ イノベーション・コモンズ化に資する「外部パブリックスペース」については、上記を含む各項目・観点で「施設」や「建物」を「屋外環境」に読み替えて具体的に記載。

①
必要性・
緊急性

大学の
ミッション
・ビジョン
等と本事業
の関係

※本事業の前提となる「活動」が、大学等のミッション（中期目標・中期計画、将来ビジョン等）、または政府の政策等*1に照らして必要なものであることを、文書の該当部分を引用するなどして具体的に、わかりやすく、明確に記載する。

※大学等が目指すキャンパス全体（または当該施設が属する団地）の「イノベーション・コモンズ」の全体イメージを添付*2し、組織として目指す「イノベーション・コモンズ」を決定した文書や実現までのロードマップ等があれば*3、その名称等を記載する。

*1 「教育未来創造会議 第一次提言」（令和4年5月）、「教育未来創造会議 第二次提言」（令和5年4月）、「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」における議論内容や、今後策定される「経済財政運営と改革の基本方針」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 フォローアップ」、「統合イノベーション戦略」等を念頭に、例えばグローバル化や、DX・GX等の成長分野や、安全・安心の確保に対応した施設整備が挙げられる。

*2 「施設整備の必要性・緊急性」に記載の「A4のポンチ絵1枚」とは別に、様式の後ろに参考資料として添付する。内容が伝われば、キャンパス・マスタープラン等、既存資料の抜粋等でも構わない。また、必要と認められる内容であれば、枚数は問わない。なお、施設整備を実施する上での参考資料を想定しており、大学の運営方針やビジョンなどの、具体的な施設整備計画について言及されていない資料は想定していない。

*3 既存の文書等で内容が合致するものがあれば、新規に文書等を策定する必要は無い。

この項目における評価の観点は以下の通りである。

- ・本事業及び本事業で整備する施設を使った「活動」が、大学のミッション等の達成や社会的課題の解決に資するものであるかどうか。
- ・大学等が目指す「イノベーション・コモンズ」の内容が、キャンパス・マスタープランやロードマップに記載されているなど、組織として計画的なものであるか。
- ・大学等が目指す「イノベーション・コモンズ」の内容が、大学等のミッションに照らして大きく乖離がないか（個別の内容の適否については評価対象としない）。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

② 持続発展性

持続発展性

※ 中長期的な教育研究活動の継続・発展に向けて実施する取組、当該活動により期待できる中長期的な効果・成果、活動を支える枠組み（個別名称があれば記載すること）や施設整備等による特徴や工夫について具体的にわかりやすく記載。
 ※ イノベーション・コモンズを形成する「外部パブリックスペース」については、上記に加え、他施設（既存施設を含む）と有機的に連携した空間形成の工夫や特徴を踏まえて具体的に記載。

この項目における評価の観点は以下の通りである。

- ・本事業の実施により「活動」の活性化や高度化、成果の創出が期待できるか。
- ・本事業により整備した建物が中長期的に活用される見通しがあるかどうか。

地域社会等との連携

※ 社会との接点（地域、自治体、産業界など）を継続・発展させるための取組（例えば、地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション創出など）、取組を支える施設整備上の工夫を具体的にわかりやすく記載。

※ 地域、自治体、産業界については協力相手先の具体的な個別名称を記載すること（協定や要請事項等がある場合には名称とその内容も記載）。

この項目における評価の観点は以下の通りである。

- ・本事業の実施により、社会（地域、自治体、産業界、海外の研究機関等）との共創活動の活性化や、社会に貢献できる人材の育成等、大学等と社会との連携強化が期待できるか。

他のプロジェクトとの関係

〈該当がある場合のみ〉

※ 当該施設で行う「活動」に関し、文部科学省、他省庁等又は学内の経費（プロジェクト経費、研究費等）の採択実績がある場合や応募している（応募を検討している）場合には、具体的なプロジェクト及び経費の名称、その実施期間を記載すること*。

* 共創活動を行う地域、自治体や産業界などのパートナー等からの寄付金や施設利用料等についても、上記のプロジェクト経費と同様の扱いとして、記載できるものは記載すること。

この項目における評価の観点は以下の通りである。

- ・大学における教育研究の活動である「ソフト」と、その活動の場となる施設等の「ハード」を一体として検討されているものかどうか。
- ・本事業及び本事業で整備する施設を使った「活動」に対し、「イノベーション・コモンズ」となるようなプロジェクト経費*を準備しているかどうか。

* 下記参考に掲載されているプロジェクト経費等はあくまでも一例であり、これ以外の経費により「イノベーション・コモンズ」を形成する場合も記載すること。

○ 「2. 機能強化等への対応（4点満点）」の評価については、①当該評価シート、②「施設整備の必要性・緊急性」に関する参考資料（ボンチ絵）、③「イノベーション・コモンズ」の全体イメージ（ボンチ絵とは別途添付する参考資料）の3点の資料のみを用いて評価を実施する。

○ 「施設整備の必要性・緊急性」に関する参考資料（ボンチ絵）には、以下の内容を含むこと。
 （建物整備の場合）

- ・ 団地における整備位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが分かればなおよい）、整備規模（面積）、整備内容、建築的な工夫、スペースの効率化の工夫等の情報を含む、本事業により整備する建物の平面概略図（改修・増改築の場合には、事業前後の違いが分かるようそれぞれ図示して表現すること）。

（外部パブリックスペース整備の場合）

- ・ 他施設（既存施設を含む）と有機的に連携した空間であることが分かるよう、団地における整備位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが分かればなおよい）、整備規模、整備内容、空間形成の工夫、スペースの有効活用等の情報を含む、本事業により整備する平面概略図。

○ 「プロジェクト経費を準備」については、競争的資金の採択により研究費が確保されているプロジェクトに限らず、申請を予定しているものや、支援期間終了後も別の財源により活動の継続を計画しているものについても含まれる。なお、前者についてはこれまでの実績を踏まえた採択の見通し、後者については支援期間中の中間評価や事後評価について記載すること。

○ 附属学校・高等専門学校の場合、①必要性・緊急性、②持続発展性等については、大学の教育研究の側面や多様なステークホルダーとともに共創が展開されるイノベーション・コモンズ（共創拠点）の側面と同様に、附属学校・高等専門学校における児童生徒等の学びの場としての側面から記載してもよい。

【参考】「イノベーション・コモンズ」と関連のあるプロジェクトの例

- 「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（令和5年2月8日改定）における「大学自身の取組の強化」のための事業（「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等を含む。）（総合振興パッケージ p.19 参照）
- 共創の場形成支援（共創の場形成支援プログラム、OPERA、COIプログラム）、大学発新産業創出プログラム、オープンイノベーション機構の整備事業、地域イノベーション・エコシステム形成プログラム、地方大学・地域産業創生交付金事業、産学融合拠点創出事業等の産学官連携事業

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

基本的な考え方

○「①必要性・緊急性」、「②持続発展性等」のそれぞれについて評価

・高く評価できる取組:「a」 ・評価できる取組:「b」 ・低評価の取組:「c」

○上記の評価を行った結果、全体評価を以下の通りとする。

・①②が「ともにa」の場合は全体評価を「a」

・①②が「aとb」の場合は全体評価を「b+」

・「全てb」の場合は全体評価を「b」

・上記以外は全体評価を「c」

附属病院の事業

施設整備
の必要性
・緊急性

病院の抱える機能・役割面での課題、課題を踏まえた施設整備の必要性及び緊急性について、具体的にわかりやすく、明確に記載すること。「活動」の実態が既にある場合、「活動」の主体が決まっている場合等は、それらについても記載すること。（参考資料としてA4のポンチ絵1枚を添付すること。詳細は後述）。

今後の新たな感染症や災害等の不測の事態発生時における医療活動の継続に寄与する施設整備について、その必要性を、具体的にわかりやすく、明確に記載すること。

この項目における評価の観点は以下の通りである。

・当該建物で実施しようとしている具体的な「活動」がどのようなものであり、その「活動」が既存施設では対応できず、本事業による整備が緊急かつ必要不可欠なものであるか。

・本事業が、大学が目指すキャンパス全体のイノベーション・コモンズ化に施設面から資するものであるか。

・不測の事態発生時における医療活動の継続が既存施設では対応できず、本事業が必要不可欠なものであるか。

なお、改修の場合の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「2. 機能強化等への対応に関する評価」においては評価せず、「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価する。

① 必要性・緊急性

大学の
ミッション
・ビジョン
等と本事業
の関係

本事業の前提となる「活動」が、大学等のミッション（中期目標・中期計画、将来ビジョン等）照らして必要なものであること及び本事業が病院の中長期的な施設整備計画に位置づけられたものであることを、文書の該当部分を引用するなどして具体的に、わかりやすく、明確に記載する。

さらに、本事業に関連した外的要因（政府の医療政策、新たな医療需要、地域性（地域医療計画など）等を指す。以下同じ。）について、地域間及び附属病院間ネットワークにおける附属病院の位置づけを明確にした上で、①教育、②研究、③診療、④地域医療、⑤国際化の機能・役割のうち、本事業に関係する機能・役割を、わかりやすく、明確に記載。

また、大学等が目指すキャンパス全体（または当該施設が属する団地）の「イノベーション・コモンズ」の全体イメージを添付^{*1}し、組織として目指す「イノベーション・コモンズ」を決定した文書や実現までのロードマップ等があれば^{*2}、その名称等を記載する。

^{*1} 「施設整備の必要性・緊急性」に記載の「A4のポンチ絵1枚」とは別に、様式の後ろに参考資料として添付する。内容が伝われば、キャンパス・マスタープラン等、既存資料の抜粋等でも構わない。また、必要と認められる内容であれば、枚数は問わない。なお、施設整備を実施する上での参考資料を想定しており、大学の運営方針やビジョンなどの、具体的な施設整備計画について言及されていない資料は想定していない。

^{*2} 既存の文書等で内容が合致するものがあれば、新規に文書等を策定する必要は無い。

この項目における評価の観点は以下の通りである。

・本事業及び本事業で整備する施設を使った「活動」が、大学のミッション等の達成、社会的課題の解決、外的要因に掲げられている社会的な役割・要請に応じるためのものであるかどうか。

・大学等が目指す「イノベーション・コモンズ」の内容が、キャンパス・マスタープランやロードマップに記載されているなど、組織として計画的なものであるか。

・大学等が目指す「イノベーション・コモンズ」の内容が、大学等のミッションに照らして大きく乖離がないか（個別の内容の適否については評価対象としない）。

・本事業が病院の中長期的な施設整備計画に明確に位置づけられたものであるかどうか。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

持続
発展性
(地域社
会等との
連携を含
む。)

中長期的な教育研究活動や医療活動※¹の継続・発展に向けて実施する取組及び当該活動により期待できる中長期的な効果・成果について、具体的にわかりやすく記載（本記載には、当該活動を支える枠組み（個別名称があれば記載すること）や、施設整備等による特徴・工夫についても記載。）。

社会との接点（地域、自治体、産業界など※²）を継続・発展させるための取組（例えば、地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション創出など）や、外的要因に掲げられている社会的な役割・要請に係る取組に対応するための施設整備上の特徴・工夫※³を具体的にわかりやすく記載。

また、今後の新たな感染症や災害等の不測の事態発生時における医療活動の継続に寄与する施設整備について、その際に地域等から求められている当該附属病院の役割を記載の上、可能となる医療活動や、そのための施設整備上の工夫等を具体的にわかりやすく記載。

※1：教育研究活動や医療活動については、本事業に係る事項の状況等（例：病床数・個室率、入院患者数、外来患者数、手術件数、医師数、研修医数、治療件数など）を合わせて記載。

※2：地域、自治体、産業界については協力相手先の具体的な個別名称を記載すること（協定や要請事項等がある場合には名称とその内容も記載）。

※3：将来の変化に対応するための建築的工夫については、「今後の国立大学附属病院施設整備に関する検討会・報告書」（平成26年3月今後の国立大学附属病院施設整備に関する検討会）第3章第2節3.及び別紙も参照。

この項目における評価の観点は以下の通りである。

- ・本事業の実施により教育研究活動や医療活動の活性化・高度化、成果の創出が期待できるか。
- ・本事業により整備した建物が中長期的に活用される見通しがあるかどうか。
- ・本事業の実施により、社会（地域、自治体、産業界、海外の研究機関等）との共創活動の実現・活性化や、社会的な役割・要請に応じた取組の実現・活性化、附属病院と社会との連携強化が期待されるか。
- ・附属病院の機能・役割等の将来的な変化への対応が可能な施設整備計画となっているか、工夫がなされているか。
- ・不測の事態発生時に地域等から求められている当該附属病院の役割を果たすものとなっているか。

他のプロ
ジェクトと
の関係

〈該当がある場合のみ〉

※当該施設で行う「活動」に関し、文部科学省、他省庁等又は学内の経費（プロジェクト経費、研究費等）を採択実績がある場合や応募している（応募を検討している）場合には、具体的なプロジェクト及び経費の名称とその実施期間を記載*。

* 共創活動を行う地域、自治体や産業界などのパートナー等からの寄付金や施設利用料等についても、上記のプロジェクト経費と同様の扱いとして、記載できるものは記載すること。

○ 「2. 機能強化等への対応（4点満点）」の評価については、①当該評価シート、②「施設整備の必要性・緊急性」に関する参考資料（ボンチ絵）、③「イノベーション・コモンズ」の全体イメージ（ボンチ絵とは別途添付する参考資料）の3点の資料のみを用いて評価を実施する。

○ 「施設整備の必要性・緊急性」に関する参考資料（ボンチ絵）には、以下の内容を含むこと。

- ・整備内容、建築的な工夫、スペースの効率化の工夫等の情報を含む、本事業により整備する建物の平面概略図（改修・増改築の場合には、事業前後の違いが分かるようにすること）。

② 持続発展性等

参考

「Ⅱ 全体評価」の考え方

1. 多様な財源による整備状況 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 過去5年間に多様な財源による施設整備の実績がない場合

2. 適正な事業執行 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 補助事業において多大な損失をもたらした場合※1
- ・ 補助事業において会計検査院から不当事項と報告された場合※1
- ・ 補助事業の遂行が困難となり中止又は廃止した場合※1
- ・ 補助事業において顛末書を提出した場合
(過去3年間に2回提出又は直近1年間の顛末書※1で当該事業が繰越※2の何れかに該当)

3. 施設に係る法令等の遵守 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告の実施義務がある施設について、定期報告を過去3年間(令和2年度～令和4年度)※3に実施していない場合
- ・ 消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等について、点検結果の報告を過去3年間(令和2年度～令和4年度)※3に実施していない場合
- ・ 施設に係る入札又は契約において不適切な手続きを行い、適正化について指導等を受けた場合※1
- ・ 上記以外の施設に係る法令等への違反により、学生等の安全に影響を及ぼす、または、及ぼし兼ねない事案が判明した場合※1

※1 原則、昨年(令和2年度)の7月から今年(令和3年度)の6月末までに判明したもの。

※2 翌債繰越(補正等を除く)、明許繰越(国債最終年度内に完了したものを除く)、事故繰越となったもの。

※3 原則、3年に1度の報告義務があるため。

上記の1～3に1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点